

「川崎市道路空間活用基本方針（案）」に関する意見を募集します

川崎市では、道路占用を伴う道路空間活用について、「道路空間を活用したイベントに伴う道路占用ガイドライン」に基づき、道路空間を『一時的』に活用して賑わい^{にぎ}を創出する取組を推進してきました。

一方、『持続的』な活用については、国において、「歩行者利便増進道路」の創設など、道路空間の活用を目的とした様々な制度づくりが進められています。

こうした背景や取組を踏まえ、次の100年を見据え、『一時的』『持続的』いずれの道路空間の活用も推し進め、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進するため、「川崎市道路空間活用基本方針（案）」をとりまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

1 意見募集の期間

令和6年8月30日（金）～令和6年9月30日（月）

※郵送の場合は、令和6年9月30日（月）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

（1）電子メール

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームを使用して所定の方法により送信してください。

（2）ファクシミリ

FAX番号：044（200）3973

川崎市建設緑政局総務部企画課

（3）郵送先、持参先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地17階 川崎市建設緑政局総務部企画課



▲ 市 HP 専用フォーム

《注意事項》

- ・ 御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、個人情報の保護に関する法律等に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭での御意見の提出はできません。
- ・ 持参時の提出時間は、開庁日の8時30分から17時15分（12時から13時を除く）

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、建設緑政局総務部企画課、川崎市ホームページ

（問合せ先）

川崎市建設緑政局総務部企画課 藤野
044-200-2854

川崎市道路空間活用基本方針（案）（概要版）

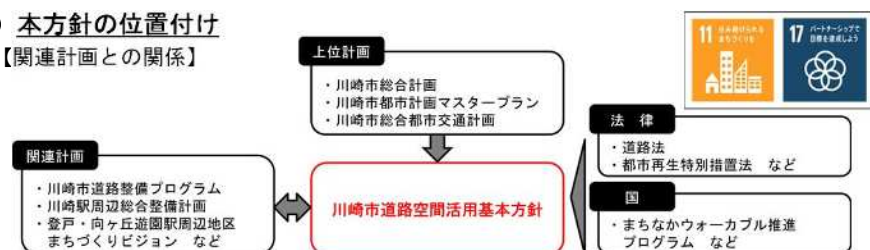
1 川崎市道路空間活用基本方針の策定に向けて

（1）背景・目的

- 近年の少子高齢化の更なる進展や人口減少への転換、生産年齢人口の減少、働き方の多様化など、都市を巡る環境の変化に対応し、まちの賑わいや交流の創出により、地域の活性化を図ることが重要となる中、都市の新たな魅力を創出するための手法の一つとして、公共空間の有効活用が注目されています。
- 公共空間の中で道路は、人やモノの輸送を支える交通機能だけでなく、防災や環境保全、景観の形成、コミュニティの形成など、市街地において重要な役割を果たすとともに、求められるニーズも多様化しており、本市においては、「道路空間を活用したイベントに伴う道路占用ガイドライン」に基づき、道路空間を『一時的』に活用して、まちの賑わいや交流を創出する取組を推進し、市制100周年記念事業である「みんなの川崎祭」などのイベントが実施されています。
- 一方、『持続的』な活用については、国において、都市再生特別措置法等の一部改正による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けた各種制度の新設や、道路法等の一部改正による「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」の創設など、様々な制度づくりが進められています。
- こうした背景や取組状況を踏まえ、次の100年を見据え、道路本来の機能にも配慮しながら、更なる道路空間の活用により、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進するため、「川崎市道路空間活用基本方針」（以下、「本方針」という。）を策定します。

（2）本方針の位置付け

【関連計画との関係】



2 道路空間活用の現状

（1）国における道路空間の活用に向けた動向

- 都市における道路空間活用のニーズの高まりを踏まえ、道路空間のオープン化を推進するため、平成23年度に都市再生特別措置法の一部を改正する法律等が施行、道路空間を活用して、まちの賑わい創出等に資するための道路占用許可の特例制度を創設
- また、令和2年度に施行された道路法等の一部を改正する法律により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度が創設され、「歩行者利便増進道路」として指定した道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築を可能とすることなどを規定

○都市再生特別措置法による特例占用

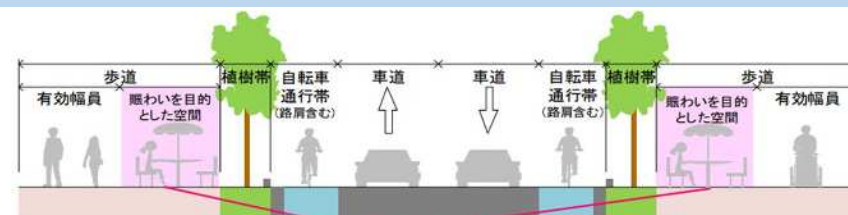
【概要】

- 都市再生整備計画に位置付けられた区域内において、道路管理者が指定した区域に設けられるまちのにぎわい創出や道路利用者等の利便の増進に資する施設について、道路占用許可基準（無余地性※）を緩和する制度（平成23年10月20日施行）※道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合のこと

○歩行者利便増進道路（ほこみち）

【概要】

- 道路管理者が歩行者利便増進道路を指定し、利便増進誘導区域を設けることにより、オープンカフェや露店等の設置に係る道路占用許可基準（無余地性）を緩和する制度（令和2年11月25日施行）



歩行者の利便増進を図る空間

歩行者の利便増進のための構造イメージ 国土交通省資料より抜粋

（2）本市における道路空間の一時的活用

○道路空間を活用したイベントに伴う道路占用ガイドラインについて

【概要】

- 道路空間を活用し、地域の活性化や都市における賑わいの創出を図るため、道路をイベントの活用場として利用できるよう、道路占用を弾力的に認めるガイドラインを策定（平成28年4月1日施行）

【占用の対象となる物件】

- テント、パラソル、ステージ、イス、電飾、フラワーポット、フェンス、コーン、ベンチ、のぼり旗、看板、案内板等

- 本市においては、「道路空間を活用したイベントに伴う道路占用ガイドライン」に基づき、道路空間を『一時的』に活用し、まちの賑わいや交流を創出する取組を推進しています。



○川崎駅周辺地区の取組

みんなの川崎祭（令和5年11月5日（日）開催 来場者約40,000人）

- 市制100周年記念事業として、市役所通りの車道を活用し、ウォーカブルなまちを体験するイベント「みんなの川崎祭」を令和5年11月に開催

【実施内容】

- ダンスやアートなど、川崎のスポーツ・文化を体感できるセンターステージの設置
- 川崎ローカルフードなどによる飲食ブースや休憩スペースの設置 など



(3) 本市における道路空間の持続的活用

○川崎駅周辺地区の取組

- 川崎駅周辺地区では、都市再生特別措置法に基づき、都市再生整備計画の区域内に滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）を指定
- 駅周辺の通りや広場等の良好な景観形成を図るとともに、広告料収入をマナー向上や賑わいの創出に係る経費に充当することで地域の活性化を図ることを目的に、川崎駅東口駅前広場等を特例道路占用区域に指定し、広告塔を設置（都市再生特別措置法による特例占用）



広告塔（川崎駅東口）

○登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の取組

- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区では、目指すまちの将来像等を多様なステークホルダーと共有し、それぞれが連携して地域生活拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、令和3年7月に「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」を策定
- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の公共空間利活用促進プロジェクトとして実施されている「登戸・遊園 こうしん中(ちゅう)」において、道路などの公共空間の持続的活用に向けて、人々が憩い、交流する場として活用する取組を推進



登戸・遊園 こうしん中（道路空間利活用社会実験）



(4) 今後の取組に向けて

- これまでの道路空間を一時的に活用した取組では、多くの来場者が訪れることにより賑わいが創出され、居心地が良く、人と人との出会いや交流・活動の場となる空間が形成されてきました。
- また、取組を通じて、安全で快適性の高い空間や、憩いのスペースなどの滞在空間を日常的に求める声が多くありました。
- 一方で、道路空間の活用にあたっては、沿道や道路利用者等への影響を配慮し、事前の広報など十分に配慮した上で、地域の理解や合意形成を得ることが必要です。
- また、こうした取組を持続していくためには、多様な主体と連携した体制づくりが重要です。
- このため、次の100年を見据えながら、『一時的』『持続的』いずれの道路空間活用も推し進め、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進するため、今後の取組を進める上での考え方について、基本方針として整理します。

3 道路空間活用基本方針

- 今後の目指すべき道路空間の活用に向け、次の100年を見据えながら、これまで進めてきた『一時的』『持続的』いずれの道路空間の活用も、更に推し進めていくため、理念と基本方針を次に定めます。

(1) 理 念

道路空間を活用することにより、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進する。

(2) 基本方針

地域性を活かした官民連携による安全・快適な道路空間の活用を推進する。

4 道路空間活用の方向性

基本方針を実現するためのポイントごとに方向性を整理します。

(1) 安全で快適な歩行者中心の空間の創出

○周辺と調和した歩行者中心の道路空間の形成

- 道路利用者等へ配慮しながら、安全・安心で快適な歩行者中心の道路空間を創出します。

○居心地が良く歩いて楽しめる道路空間の形成

- 道路空間の活用にあたっては、憩いのスペースの設置や道路維持管理への協力などにより、居心地が良い空間づくりを推進します。

○立看板等の不法占用解消への対応や道路占用に係る条例等の改正

- 継続した不法占用の予防と早期発見に向けた取組を推進します。
- 食事施設などの占用物件を設置することで、まちの賑わいや交流の場を創出する取組につなげ、持続的な活用を推進するため、川崎市道路占用料徴収条例及び道路占用許可基準等を改正します。

(2) 地域性を活かした道路空間の活用

○地域性に応じた取組の推進

- 沿道施設、周辺環境など、地域性を活かした『一時的』『持続的』な活用に向けた取組を推進します。特に拠点駅周辺については、民間活力を活用した取組が期待されるため、持続的な道路空間の活用により、まちの賑わいや交流を創出し、地域価値の向上を図ります。

○まちづくりに関する計画や方針等との整合

- 持続的な活用にあたり、将来のビジョンづくりを地域と行政が協働で進めるなど、目指す未来を広く市民と共有し、まちづくりに関する計画等との整合を図りながら進める必要があります。

○地域課題の解決に資する取組の推進

- 地域課題の解決や道路空間活用の新たな価値につなげるため、地域ニーズ等を踏まえ、様々な分野と連携した取組を推進します。

(3) 官民連携による取組の推進

○地域との合意形成

- 活用主体が道路管理者や交通管理者と必要な協議を行うとともに、地元関係者とも調整を行うことで、地域との合意形成を図る必要があります。

○持続的な活用主体の確保

- 多様な主体との連携により課題整理を行うなど、段階的に進めながら持続可能で自立した取組につなげていくことが重要であり、官民が連携して取り組む必要があります。

5 道路空間活用の着実な推進に向けて

- まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化に向けて、道路空間の持続的な活用を可能とするため、「川崎市道路占用料徴収条例」や「道路占用許可基準」等の改正に向けた取組を進めます。
- 令和6年度 パブリックコメントの実施、「川崎市道路空間活用基本方針」の策定
- 令和7年度中 川崎市道路占用料徴収条例の改正、道路占用許可基準等の改正